

# 令和8年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （業務員（営繕））

## 1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	業務員（営繕）
採用予定人数	1人
職務内容	公立22園への連絡便の配達，園の備品や設備（水道・排水・電気設備，塗装等）の修繕，樹木の剪定や除草，ものづくり（日曜大工程度）等（事例は別紙参照）
勤務地	柏市内公立保育園22園（別紙参照）

## 2 任期

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

- ※1 令和8年7月1日以降に採用された方は，任用（採用）開始日から令和9年3月31日までの任期となります。
- ※2 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，正式採用されません。
- ※3 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

## 3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価（初任給）：1,400円
  - ※ 要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給
  - ※ 昇給有り
- (2) 期末手当
  - 任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.2625月分（令和8年7月に新規採用された場合の12月分は，1.01月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給
  - ※1 人事院勧告により，年度中に支給割合が変更となる場合有り
  - ※2 新規採用者は採用月による
- (3) 勤勉手当
  - 任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員で週15時間30分以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.0625月分（令和8年7月に新規採用された場合の12月分は，0.95625月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給
- (4) 勤務時間
  - ア 勤務時間  
業務員：1日当たり7時間30分 月12日  
（午前8時30分から午後5時まで，休憩時間60分）
  - イ 勤務日 月曜日から金曜日
  - ウ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- (5) 休暇
  - 年次有給休暇及び特別休暇（夏季休暇，忌引等）を付与する。
  - ア 任期が6か月以上ある場合，採用日に5日付与
  - イ 任期が6月未満かつ6月間に8割以上出勤した場合，任用継続日に5日付与
- (6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

#### (7) 社会保険・雇用保険・労災保険

- ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用  
週20時間以上かつ月額88,000円以上の報酬が付与される場合は適用有
- イ 雇用保険の適用  
週20時間以上の労働時間がある場合は適用有
- ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用有

### 4 受験（応募）資格

- (1) 平成29年3月1日以前の普通運転免許を有していること。
- (2) 業務経験及び専門的な知見を有していること（電気工事士等の資格があれば尚良）。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

### 5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	随時	詳細は、受験申込者に別途電話またはメールにて通知する。
試験場所	保育運営課 (柏市役所別館3階)	
試験種目・ 試験内容	書類審査	選考申込書に基づき、採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

### 6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類  
柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
- (2) 申込受付期間  
随時（郵送可）
- (3) 申込先  
柏市こども部保育運営課 指導運営係管理班  
(〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号)

### 7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知  
選考後15日以内に決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期及び採用する職  
合格者は、通知の後、就労の意思確認後採用する。入職決定日の3か月以内に、自費にて受診した健康診断書（項目指定あり）を入職日前日までに提出する。
- (3) 採用（合格）の取消し  
ア 4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。

イ 合格後から採用までの間に児童福祉法第18条の20の4第3項の規定により、国の「保育士特定登録取消者管理システム」へ照会を行う。また、照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用を取り消すことがある。

ウ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要がある。

これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認する。この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用を取り消すことがある。